

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

コーポレート・ガバナンスに対する基本的な考え方

当社の経営理念は、「従業員の幸福」「地域社会への貢献」「株主に対する配当責任」の3つを実践することであり、取締役会および執行役員は、グローバルな観点で社会性、公益性、公共性を全うし、事業を継続的に発展させていくことが当社の社会的責任であり、経営の使命と考えております。

当社の経営ビジョンは、「お客様から信頼され、感動を与えるエクセレントカンパニー」となることです。

こうした経営理念や経営ビジョンを着実に実行していくために、成長戦略と体質改善を両輪とした収益改善策を推し進めると共に、経営の透明性、公正性、情報開示を重視し、競争力向上のために迅速な意思決定と職務執行を行える体制と仕組みを構築してまいります。

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方については、「コーポレート・ガバナンス基本方針」を制定し、以下の当社ホームページへ掲載しております。

<http://www.yuden.co.jp/jp/ir/management/governance/index.html>

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則1-2-3 株主総会関連日程の適切な設定】

当社は、多くの株主に株主総会に出席していただけるよう、株主の利便性、十分な収容力等を考慮して最適な開催場所を設定しました。現状の会場よりも適切な開催場所を探すのが困難なこと、また使用状況により集中日の開催が避けられないことから、次期株主総会から開催時刻を変更することを検討しております。

【補充原則4-1-3 最高経営責任者等の後継者計画の監督】

取締役会は、組織の活性化等の理由により、代表取締役社長を含めた執行役員の定年制を導入しています。代表取締役の後継者育成は重要な経営課題であり、透明性、公正性を確保した、適正な後継者の育成、指名の仕組みについて、2017年度中に指名委員会で検討し決定します。

2016年4月27日開示で未実施であった以下のコーポレートガバナンス・コードの原則につきましては、実施したため本項目より削除しました。

・【補充原則3-2-1(i) 外部会計監査人の評価基準の策定、専門性の確認】

監査役会において、会計監査人候補者の選定基準を2015年3月に策定しました。

・【補充原則4-8-2 筆頭社外取締役の決定】

筆頭独立社外取締役を選定するための制度を2015年12月に制定しました。

・【補充原則4-11-3 取締役会全体の実効性についての分析・評価と結果開示】

取締役会の効率性、実効性に関する分析・評価の仕組みを定め、その結果の概要につき本報告書にて開示しました。

・【原則4-14 取締役・監査役のトレーニング】

取締役および監査役が適正かつ迅速な経営判断を行なうにあたって必要な知識・スキル等を習得するため、トレーニング計画に基づいた社内研修会を2016年4月より実施しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

以下のコーポレートガバナンス・コードの原則につきましては、更新を行いました。

・【補充原則4-11-3 取締役会全体の実効性についての分析・評価と結果開示】

【原則1-4 政策保有株式】

政策保有に関する方針および政策保有株式の議決権行使の基準は、当社ホームページへ掲載の「コーポレート・ガバナンス基本方針」第2章4-(1).(2).に記載しております。

【原則1-7 関連当事者間の取引に係る適切な手続、枠組み】

関連当事者間取引を行う場合の方針は、当社ホームページへ掲載の「コーポレート・ガバナンス基本方針」第3章4-(1).(2).に記載しております。

【原則3-1 情報開示の充実】

1. 経営理念、ビジョン、経営戦略および経営計画は、当社ホームページ、決算説明資料、アニュアルレポート等で開示しております。

2. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針は、当社ホームページ、有価証券報告書、コーポレート・ガバナンス報告書等で開示しております。

3. 取締役会が取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続は、有価証券報告書、株主総会招集通知で開示しております。

4. 取締役・監査役候補者の指名を行うに当たっての方針と手続は、有価証券報告書、コーポレート・ガバナンス報告書等で開示しております。
5. 取締役・監査役候補者の個々の選任理由については、株主総会招集通知で開示しております。

【補充原則4-1-1 経営陣に対する委任の範囲】

経営陣に対する委任の範囲の概要は、当社ホームページへ掲載の「コーポレート・ガバナンス基本方針」第5章、2節 2-(1).(2).(3)に記載しております。

【原則4-8 独立社外取締役の有効な活用】

独立社外取締役の有効な活用は、当社ホームページへ掲載の「コーポレート・ガバナンス基本方針」第5章、1節 1-(2)および2節 3-(2)に記載しております。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

取締役会は、独自の「社外役員の独立性基準」を策定し、当該基準に基づき独立社外役員の候補者を選任し、招集通知に選任理由を明記して株主総会に提案しております。社外役員の独立性基準については、当社ホームページに開示しております。

【補充原則4-11-1 取締役会の全体としての知識等のバランス、多様性・規模に関する考え方】

取締役会全体としての知識、経験、能力のバランスおよび規模に関する考え方については、当社ホームページ掲載の「コーポレート・ガバナンス基本方針」第5章、3節 1-(1)に記載しております。

【補充原則4-11-2 社外取締役・社外監査役の兼任状況】

取締役の他社兼任については、当社ホームページ掲載の「コーポレート・ガバナンス基本方針」第5章、3節 1-(4)に記載しております。尚、社外役員の重要な兼職の状況は、株主総会招集通知、有価証券報告書、コーポレート・ガバナンス報告書で開示しています。

【補充原則4-11-3 取締役会全体の実効性についての分析・評価】

1. 評価の方法

取締役会の実効性を評価するため、全ての取締役および監査役を対象に(1)取締役会の構成 (2)取締役会の運営 (3)攻めのガバナンス関連 (4)守りのガバナンス関連についての質問票を配布し、その集計結果を社外取締役および監査役が分析・検証した後、取締役会にて評価結果および課題の共有を行いました。

2. 評価結果の概要

評価結果としては、当社は、コーポレートガバナンスを重視する経営を実践しており、取締役会の運営等において、社外取締役が意思決定プロセスへの関与を行う体制が構築されていることを確認しました。また、取締役会で自由に発言ができ、活発な議論が行われていることを確認しました。課題としては、取締役会の運営において、提出される資料・情報等の量の見直や経営執行会議への権限移譲による報告事項の削減等を行い、経営戦略や経営計画の方向性や結果の検証に関する議論を深め、取締役会の実効性の向上を図る事等の認識を共有しました。

3. 今後の対応

これらの評価結果を踏まえ、より中長期的な視点での議論に十分な時間を割き、取締役会の実効性の更なる向上を図ります。

【補充原則4-14-2 取締役・監査役に対するトレーニングの方針】

取締役および監査役に対するトレーニングの方針については、当社ホームページ掲載の「コーポレート・ガバナンス基本方針」第5章、3節 5.に記載しております。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

株主との建設的な対話に関する取り組み方針については、「コーポレート・ガバナンス基本方針」第6章、1.に記載しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	20%以上30%未満
-----------	------------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	20,359,200	16.89
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	8,776,300	7.28
株式会社三井住友銀行	4,000,000	3.32
資産管理サービス信託銀行株式会社(証券投資信託口)	3,635,600	3.01
株式会社伊予銀行	3,000,100	2.49
BNPパリバ証券株式会社	2,400,000	1.99
公益財団法人佐藤交通遺児福祉基金	1,916,640	1.59
CHASE MANHATTAN BANK GTS CLIENTS ACCOUNT ESCROW	1,899,450	1.57
ゴールドマン・サックス証券株式会社	1,706,700	1.41
日本生命保険相互会社	1,666,450	1.38

支配株主(親会社を除く)の有無	――
親会社の有無	なし

- 1. 上記「大株主の状況」は、2016年3月31日現在の状況を記載しております。
- 2. 当社は、自己株式2,664,538株(2.21%)を保有していますが、上記大株主からは除外しています。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	電気機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

特にありません。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社外取締役
取締役の人数	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
岩永裕二	弁護士											
縣 久二	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
岩永裕二	○	ピルズベリー・ウィンスロップ・ショー・ピットマン法律事務所 パートナー JMS North America Corporation 社外取締役 セガサミーホールディングス株式会社 社外取締役	【選任理由】 事業法人において上級管理職員としての経験、また企業に関する法律実務を専門とする弁護士として知識・経験等から当社取締役会において、率直かつ積極的な発言により、審議を活性化させ独立社外取締役としての役割を果たしております。また、取締役会議長および指名委員会の委員長に就き、客観的に経営の監督を遂行しております。上記の理由から社外取締役に選任しております。 【独立性について】 当社との間に人的関係、資本的关系、取引関係、その他特別な利害関係は有しておらず、当社の定める「社外役員の独立性基準」および東京証券取引所の定める独立役員の要件を全て満たしており、独立性は十分に確保されている

			と判断します。
縣 久二	○	響きパートナーズ株式会社 特別顧問 ラクオリア創薬株式会社 監査等委員（社外取締役）	【選任理由】 透明性・健全性の高い経営体制の確立を図ることを目的とした企業投資育成の専門家であり、経営者としての幅広い実績と見識等を有しております。当社取締役会において企業戦略等の大きな方向性や適切なリスクテイクに対し、積極的、建設的、かつ独立性・公正性を保って議論する等、当社の独立社外取締役としての役割を大いに果たしております。また任意委員会の委員長に就き、業務執行に関与しない客観的視点での助言や議事進行を行う等、コーポレートガバナンス機能強化への一役を担っております。上記の理由から社外取締役に選任しております。 【独立性について】 当社との間に人的関係、資本的关系、取引関係、その他特別な利害関係は有しておらず、当社の定める「社外役員の独立性基準」および東京証券取引所が定める独立役員の要件を全て満たしており、独立性は十分に確保されていると判断します。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	あり
--------------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性

	委員会の名称	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	社外有識者（名）	その他（名）	委員長（議長）
指名委員会に相当する任意の委員会	指名委員会	4	0	1	2	0	1	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬委員会	4	0	1	2	0	1	社外取締役

補足説明

当社は、透明性・公平性の高い経営の遂行を目的に、指名委員会ならびに報酬委員会を設置しています。

委員会の構成は、委員長に独立社外取締役、委員に代表取締役社長、社外取締役および監査役1名で構成され、各審議事項の客観性を確保しております。

・指名委員会は、取締役候補者および執行役員候補者の指名、役位の選定解職案、懲戒事項等を審議しています。

・報酬委員会は、役員報酬制度や個人別の報酬内容等の審議を行っています。

各委員会で審議された案件は、取締役会に付議し決定されます。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役会は、年4回以上定期的に会計監査人から監査実施報告を受け協議を実施しており、財務諸表の適正性の確保と維持に努めております。また、監査役は、会計監査人による主要な事業所、子会社等への往査に立ち会うなど緊密な連携を保ち、効率的な監査が実施できるように努めております。

会計監査人の状況
 会計監査業務を執行する主な公認会計士は次のとおりであります。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
秋坂朝則	公認会計士													
山川一陽	弁護士													

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
秋坂朝則	○	明治大学専門職大学院 教授	【選任理由】 大学院教授として会社法を専門に研究し、また公認会計士の資格を有し財務および会計に関する相当程度の知見を有していることから、企業経営を監査するに十分な見識があり、取締役会に対する適正性を確保するための助言、提言が期待されるため、社外監査役として選任しております。なお、社外役員以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。 【独立性について】 当社との間に人的関係、資本的关系、取引関係、その他特別な利害関係は有しておらず、当社の定める「社外役員の独立基準」および東京証券取引所が定める独立役員の要件を全て満たしており独立役員として客観性、中立性を維持・確保し、取締役の職務執行に対する適正性および効率性を検証した監査業務に努めて頂けると考えております。
山川一陽	○	日本大学 名誉教授 麻布国際法律事務所 弁護士	【選任理由】 検事、弁護士、大学教授としての豊富な経験から、企業法務をはじめとする法務全般に精通し、企業経営を監査するのに十分な見識を有しており、社外監査役就任以来、内部統制、リスク管理体制面での当社固有の盲点の有無を検証し、取締役会における経営判断や取締役の業務執行に瑕疵がないかを監査しております。なお、社外役員以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由に

		より、社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。 【独立性について】 当社との間に人的関係、資本的关系、取引関係、その他特別な利害関係は有しておらず、当社の定める「社外役員の独立性基準」および東京証券取引所が定める独立役員の要件を全て満たしており独立役員として客観性、中立性を維持・確保し、取締役の職務執行に対する適正性および効率性を検証した監査業務に努めて頂けると考えております。
--	--	--

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

当社の社外役員4名は、会社法の規定する要件および当社が定める「社外役員の独立性基準」を充たしていることに加え、有価証券上場規程施行規則第211条第4項第5号に規定されるいずれの要件にも該当しないため、4名全員を独立役員として届出を行っております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入
---------------------------	-----------------------------

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】 の項で記述しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、その他
-----------------	-----------

該当項目に関する補足説明

ストックオプションの内容は以下のとおりです。

名称: 太陽誘電株式会社2015年7月発行新株予約権
 新株予約権の総数: 62 個
 新株予約権の割当ての対象者およびその人数ならびに割り当てる新株予約権の数:
 当社取締役（社外取締役を除く） 6名 35 個
 当社執行役員（取締役兼務者を除く） 12名 27 個
 新株予約権の目的となる株式の種類および数: 当社普通株式62 ,000 株

名称: 太陽誘電株式会社2015年11 月発行新株予約権
 新株予約権の総数: 2 個
 新株予約権の割当ての対象者およびその人数ならびに割り当てる新株予約権の数:
 当社取締役（社外取締役を除く） 1名 1 個
 当社執行役員（取締役兼務者を除く） 1名 1 個
 新株予約権の目的となる株式の種類および数: 当社普通株式2 ,000 株

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明	更新
--------------	----

2016年3月期(第75期)当社の役員に対する報酬の内容は以下のとおりです。

取締役 321百万円（支給人員 8名）
 監査役 63百万円（支給人員 5名）

	あり
--	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員報酬等の決定方針および当該方針の内容

1. 決定方針

- (1) 定量的な規定に基づき、透明性、公平性を担保した報酬とする。
- (2) 同業他社や経済・社会情勢等を充分調査のうえで適正性を評価した報酬水準とする。
- (3) 業績向上を目的として、業績に連動したインセンティブ重視の報酬体系とする。

2. 方針内容

役員報酬に関する決定プロセスの透明性、公正性を確保するために、取締役会の諮問機関として報酬委員会を設置しております。報酬委員会は、独立性のある社外取締役が委員長となり、役員報酬の方針、制度、算定方式、個人別の報酬内容等について審議、答申を行っております。なお、報酬の具体的決定につきましては、株主総会でご承認をいただいた報酬枠の範囲内で、当社の定める規定に基づいて金額を算出し、報酬委員会での審議、答申後、取締役の報酬は取締役会で、監査役の報酬は監査役会で決定されます。

役員の報酬体系は以下の通りとなっております。

(1) 執行役員を兼務する取締役に 대해서는、業務執行を通じた業績達成を求められることから、固定型報酬である「月額報酬」と、業績連動型報酬である「取締役賞与金」および「株式報酬型ストックオプション報酬」で構成しております。

「月額報酬」各責務に応じた固定型報酬として支給します。

「取締役賞与金」業績連動型報酬として、毎期の連結業績指標により算出した金額を、役位および業績貢献度に応じて配分しております。

「株式報酬型ストックオプション」中長期の企業価値向上に対するインセンティブとして、役位別に定められた株式数を付与します。

(2) 社外取締役に 대해서는、独立性の観点から業績連動型報酬は支給せず、「月額報酬」のみを支給しております。

(3) 監査役については、違法監査を行う立場であることを鑑み、「月額報酬」のみを支給しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役および社外監査役は、その職務の遂行に必要な情報を能動的に収集するため、各部門に対して情報提供を求めることができます。また当社は、社外取締役および社外監査役が会社の重要情報をイントラネット等を利用して、適宜入手することができる体制を整備しており、社外取締役および社外監査役からの指示を受けて必要となる会社の情報を適確に提供するための担当者を選任しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

現状のコーポレートガバナンス体制の概要

1. 取締役会

- (1) 取締役会は、10名以内の取締役に構成しており、うち2名以上は独立社外取締役としております。
- (2) 取締役会は、長期的な視点を持ち、持続的な企業価値の向上を目的に、法令および定款に定められた事項のほか、グループ全体の中期経営計画および単年度事業計画、業務提携または他社との共同事業等、当社にとっての重要事項を決議しています。
- (3) 取締役会は、経営を取り巻くリスク要因の管理体制を強化し、常に業務執行をモニタリングします。
- (4) 取締役会は、会議の公平性の確保および経営監督機能を強化するため、取締役会長を取締役会の議長とし、会長が不在の場合には、独立社外取締役を取締役会の議長としております。
- (5) 取締役会は、意思決定を効率的に行うため、執行役員全員で構成する経営執行会議および常務執行役員以上の取締役に構成するTM(トップマネジメント)会議を置きます。経営執行会議ではグループ経営の業務執行に係る重要事項を審議し、TM会議では、グループ全体の人事、組織、報酬制度等(指名委員会および報酬委員会の持つ権限を除く)を審議し、その内容を取締役会に提案または報告します。

2. 取締役

- (1) 業務執行取締役は、人格識見に優れ、これまで担当した業務で実績を上げ、経営や事業に精通している者から選任し、また、社外役員は、性別を問わず人柄、経験、専門性、独立性基準等の条件をもとに選任し、取締役会の構成を知識・経験・能力を含めてバランスの取れたものを選任しております。
- (2) 取締役の任期は、その経営責任を明確にするため1年としております。取締役の選任は、その透明性、公平性を確保するため、その候補者を指名委員会の答申を経て取締役会で決定し、株主総会の議案とし、その選任理由を、株主総会招集通知の参考書類に開示しています。

3. 執行役員制度

当社は、監視および相互監督を行う取締役と業務執行を行う執行役員の役割を機能分離し、それぞれの責任を明確にするために、執行役員制度を導入しています。

- (1) 取締役は社外取締役を除き、業務執行と監督を兼務する取締役兼務役付執行役員であり、担当部門の業績および監督業務について、重点的に取締役会へ報告を行います。
- (2) 取締役兼務でない執行役員は、取締役会で決定された経営方針・戦略に基づいて、代表取締役の監督指揮の下、担当部門の執行責任者として機動的にスピーディーな業務執行に当たります。

4. 監査役会・監査役

- (1) 当社は、監査役会制度を採用しており、監査役会は原則毎月1回開催しております。
- (2) 監査役会は、5名以内の監査役に構成しており、うち半数以上は独立社外監査役としております。尚、監査役には、財務・会計に関する適切な知見を有する者を1名以上選任し、監査の実効性を確保しております。
- (3) 常勤監査役は、重要会議に出席するとともに、従業員等との意思疎通等を図っております。また、子会社等の往査を実施し情報の収集を行い、その結果を毎月開催される監査役会に報告して、社外監査役との情報の共有化を図っております。社外監査役は、得られた情報を独立した立場から検討し、その職務の執行に役立てております。
- (4) 監査役会は、社外取締役、内部監査部門、会計監査人と定期的または随時意見交換を行う等の連携体制を整備しております。
- (5) 監査役会は、会計監査人による適正な監査を担保するため、十分な監査時間を確保し、会計監査人と社長その他の経営幹部との定期的なコ

コミュニケーションの確保に努めております。

(6)情報伝達やデータ管理等、監査業務を円滑に行うため専任スタッフを確保しております。

5. 任意の諮問委員会

当社は、透明性・公平性の高い意思決定を目的に、独立社外取締役を委員長とする指名委員会ならびに報酬委員会を設置しております。

(1) 委員会の構成は、委員長に独立社外取締役、委員に代表取締役社長、社外取締役および監査役1名で構成され、各審議事項の客観性を確保しております。

(2)指名委員会は、取締役候補者および執行役員候補者の指名、取締役および執行役員の解任議案、執行役員の役位の選定・解職議案、懲戒事項等を審議しております。報酬委員会は、取締役および執行役員の報酬制度や個人別の報酬内容等を審議しております。各委員会で審議された案件は取締役会に付議、決定され公平性・透明性の高い仕組みを運用しております。

(3)指名委員会ならびに報酬委員会の委員長は、独立社外取締役とし、企業に関する専門的知識また経験を活かした幅広い見識に基づき、業務執行から独立した株主視点、また専門的視点を各委員会の審議に反映しております。

6. 社外役員(社外取締役)の役割および選任に関する考え方

(1)取締役会は、独自の「社外役員の独立性基準」を策定し、当該基準に基づき独立社外役員の候補者を選出し、株主総会招集通知に選任理由を明記して株主総会に提案します。「社外役員の独立性基準」については、当社ホームページに開示しております。

(2)独立社外取締役は、経営に関する専門的な知識および経験を活かした幅広い見識に基づき、業務執行から独立した立場で、株主をはじめとするステークホルダーの視点、また専門的視点から意見を述べ、意思決定プロセスに関与することを通して、経営の監督機能を強化し、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与しております。

(3)独立社外取締役は、取締役会での議論に積極的に貢献するため、取締役会以外にも経営執行会議にオブザーバーとして参加し情報共有を図ると共に、必要に応じて取締役、執行役員、社外を含む監査役、内部監査部門等と積極的な意見交換を行っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、独立した社外取締役を2名選任しており、その豊富な経験および識見に基づき、外部の客観的な視点で助言および監督を受けております。また、当社は、監査役4名のうち2名を独立した社外監査役とし、実効性の高い監査を行っております。

さらに監査役会、会計監査人、内部監査部門は密接に連携をはかることにより、現在の経営の監視・監督機能が十分に果たされているものと考え、監査役会設置会社を選択しております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主の皆様が株主総会議案を十分に検討する時間を確保し、適切に議決権を行使することができるよう、定時株主総会の招集通知を株主総会開催日の3週間前までに発送しております。また、迅速な情報開示の観点から、招集通知発送日前に当社ホームページ、東京証券取引所ならびに議決権電子行使プラットフォーム等で招集通知の内容を開示しております。
電磁的方法による議決権の行使	株主総会に直接参加いただけない株主様および機関投資家の利便性向上の観点から、電磁的方法による議決権行使（議決権電子行使プラットフォーム含む）を採用しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	議決権行使するための十分な検討期間を確保・早期開示の観点から、株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームに参加しております。
招集通知（要約）の英文での提供	当社ホームページに招集通知の英訳を掲載しているほか、招集通知発送日前（和文掲載と同日）に、議決権電子行使プラットフォーム、東京証券取引所にも提供し、海外投資家へ迅速かつ公平な情報開示に努めております。
その他	株主総会招集通知を、カラー化し候補者写真やグラフ、イメージ図を入れるなどビジュアル化に努め、投資家へわかり易い情報提供を行っております。 また、株主総会プレゼンテーション資料、議決権行使結果（臨時報告書）については、当社ホームページに掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	情報開示方針を制定し、当社ホームページへ掲載しております。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	期末の決算説明会には社長が出席しています。なお、四半期決算発表時は、テレフォンカンファレンス（電話会議）形式で、アナリスト・機関投資家向けの説明会を実施しています。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページに、株主・投資家情報サイトを設け、IR資料（決算短信・決算補足説明資料、有価証券報告書、臨時報告書、英文財務諸表、アニュアルレポート、株主総会招集通知等）を掲載しております。 また、個人投資家の皆様へ向けたページも設置しよりわかりやすいホームページを目指しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	IR担当部署：広報部	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社の経営理念は、「従業員の幸福」、「地域社会への貢献」、「株主に対する配当責任」の3つを実践することであり、取締役会および執行役員は、グローバルな観点で社会性、公益性、公共性を全うし、事業を継続的に発展させていくことが当社の社会的責任であり、経営の使命と考えています。
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境保全活動、CSR活動については、『経営理念』のもと様々な活動を推進しております。活動内容については、安全・環境活動の年間実績をまとめた『安全・環境報告書』を作成し、当社ホームページにて開示しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	情報開示方針を制定し、当社ホームページへ掲載しております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 取締役ならびに執行役員および使用人の職務の執行が法令ならびに定款に適合することを確保するための体制その他当社および子会社から成る企業集団（以下、当社グループという。）の業務の適正を確保するための体制

- (1)取締役会は、法令ならびに定款および「取締役会規則」その他の社内規則等に従い重要事項を決議する。
- (2)取締役会は、経営を取り巻くリスク要因の管理体制を強化し、取締役の職務の執行を監督する。
- (3)監査役は、取締役会の決議ならびに取締役および執行役員の職務の執行の適正性を監査する。
- (4)当社グループのコンプライアンス活動を推進する体制として内部統制委員会を設置し、当社の「グループCSR行動規範」に定める各項目に対しそれぞれ責任者を定め、コンプライアンスマネジメントシステムに従いコンプライアンス活動を継続実施する。
- (5)内部通報制度の運用により、当社グループのコンプライアンス問題を早期に発見し、調査、是正措置を行い問題の再発を防止する。
- (6)株主および投資家に対して、当社グループにかかわる企業情報等を迅速、かつ適切に開示する。
- (7)反社会的勢力および団体に対しては、毅然とした姿勢で組織的に対応する。
- (8)財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法等に基づく内部統制を整備、運用する。
- (9)子会社の業務遂行の内容については、当社関連事業部門が窓口となりその状況を把握すると共に、重要事項については、当社の「グループ経営ルール」に従い、十分な情報交換および意見調整を行い、子会社の経営意思を尊重しつつ業務の適正性を確保する。

2. 当社の取締役および執行役員の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- (1)当社は、株主総会議事録、取締役会議事録等の法定文書その他取締役および執行役員の職務の執行に係る重要な会議の議事録を、文書又は電磁的媒体に記録し、法令および各会議規則に基づき関連資料と共に適切に保存管理する。
- (2)当社は、取締役および監査役が各会議規則の定めに従い、当該情報を常時閲覧できる環境を維持する。

3. 当社の損失の危険(リスク)の管理に関する規程その他の体制

- (1)リスク管理活動を推進する体制として内部統制委員会を設置し、リスク分類別に責任者を定め、リスクの特定、リスクレベルの評価、リスク対策の決定・実施および対策状況の監視・見直しからなるグループリスクマネジメントシステムに従い、リスク管理活動を継続実施する。
- (2)当社の「グループ事業継続対策規定」に従い、自然災害を含むリスクの発生による事業活動への影響を予め想定し、影響の大きさによる対策組織を決め、平時より予防対策に取り組む。事業継続上の問題が発生した場合は、早期に事業活動を再開できるように整備したBCP(事業継続計画)に従い対策を講ずる。

4. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1)取締役会による適切かつ、効率的な意思決定を図るため、業務執行にかかる重要事項および人事関連事項等を審議する会議体を設置する。
- (2)業務執行取締役の職務の執行の効率性向上を図るため、執行役員を設置する。
- (3)内部統制システムに関して審議をし、その活動の評価を行なう会議体として内部統制委員会を設置し、本決議の項目別に推進責任者を定める。内部統制委員会は、推進責任者から定期的に活動実績の報告を受け、取締役会に報告する。
- (4)IT技術を活用したワークフロー、TV会議、情報共有、情報管理等の各システムを積極的に利用することで、意思決定プロセスの簡潔化、迅速化を図る。

5. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- (1)当社の子会社の取締役その他これらの者に相当する者の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
 - 1)子会社の業務遂行の状況については、当社の「グループ経営ルール」に基づき報告させ、当社の関連部門と情報共有を図る。
 - 2)当社の執行役員又は使用人を子会社の取締役に就任させることにより、子会社の経営状況を把握する。
- (2)当社の子会社の損失の危険(リスク)の管理に関する規程その他の体制
 - 1)子会社は、当社グループリスクマネジメントシステムに従い、子会社のリスクの特定、リスクレベルの評価、リスク対策の決定および実施、対策状況の監視・見直しを継続実施する。
 - 2)子会社は、当社の「グループ事業継続対策規定」に従い、自然災害を含むリスクの発生により事業活動に影響を与える事態の発生を想定し、影響の大きさによる対策組織を決め、平時より予防対策に取り組み、事業継続上の問題が発生した場合は、早期に事業活動を再開できるように整備したBCP(事業継続計画)に従い対策を講ずる。
- (3)当社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - 1)当社は、子会社の意思決定を効率的に行われるよう当社の「グループ経営ルール」を定め、子会社はこれを運用する。
 - 2)当社の監査室は、子会社の業務が適正かつ、効率的に行われていることを独立した立場からモニタリングし、その結果を子会社に適切にフィードバックし、当社の代表取締役に報告すると共に、当社の監査役と情報共有を図る。
- (4)当社の子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - 1)重要事項については、当社の「グループ経営ルール」に基づき、子会社の業務の適正を確保するための体制を整備、維持する。
 - 2)コンプライアンス活動を推進する体制として当社の「グループCSR行動規範」に定める各項目を担当する責任者を決め、コンプライアンスマネジメントシステムに従い活動を継続実施する。

6. 当社の監査役の監査が実効的に行われる事を確保するための体制

- (1)当社の監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項（取締役からの独立性、監査役の指示の実効性確保等）
 - 1)監査役会のもとに監査役の監査業務を補助する専任スタッフとして監査役会事務局員（以下「事務局員」という。）を置く。
 - 2)事務局員の人選、異動、人事考課、昇格、懲戒等は、監査役会と事前に協議し、同意を得る。

- (2)当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の処理に関する事項
当社は、監査役の監査のための費用について、監査役の職務に必要なと認められる場合を除き、これを負担する。

- (3)その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - 1)監査役は、経営に係る重要な会議に出席し、取締役の意思決定および取締役、執行役員の職務の執行を監査する。

2)監査役は、取締役ならびに執行役員および使用人と意思疎通を図って監査に必要な情報を適宜得ると共に、必要に応じて事業の報告を求め、関連する記録を閲覧する。

3)監査役は、監査室と定期的に意見交換を行うと共に、緊密な連携をとる。

4)監査役は、会計監査人と定期的に又は随時に意見交換を行い、必要に応じて会計監査人に報告を求める。

7. 当社の監査役への報告に関する体制

(1)当社の取締役ならびに執行役員および使用人が当社の監査役に報告をするための体制

1)当社の取締役ならびに執行役員および使用人は、取締役の職務の執行に関して法令・定款・社内規則に違反する事実、その恐れがある著しく不当な事実、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を認識した場合、速やかに監査役に報告する。

2)当社の内部通報ルールに則り、当社の取締役ならびに執行役員および使用人から監査役へ直接通報する体制を整備、維持する。

(2)当社の子会社の取締役等および使用人が当社の監査役に報告をするための体制

1)子会社は、その内部通報ルールに則り、取締役等の法令、社内規則違反等について、取締役等および使用人から当社の監査役へ直接通報する体制を整備、維持する。

2)当社の常勤監査役は、分担して子会社の取締役等および使用人と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努める。

(3)監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社グループは、内部通報者保護の仕組みを社内ルールで定め、内部通報制度を利用した報告者が、不利益な措置を受けないよう防止体制を整備、維持する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

◇反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体に対しては、毅然とした姿勢で組織的に対応すると定めています。(この内容は内部統制基本方針での取締役会決議によるものです。)

◇反社会的排除に向けた整備状況

当社のCSR行動規範において、下記のとおり反社会的勢力との関係断絶について定めています。

1. 反社会的勢力との関係断絶

市民社会の秩序や安全に脅威を与える暴力団・テロ集団・カルト宗教団体等、反社会的な勢力および団体との関わりは断固拒否する。

(1)反社会的勢力に対し「金を出さない」「利用しない」「恐れない」の3原則を守り、毅然とした態度で臨む。

(2)相手先不明の部外者からの連絡に十分注意し、関係部署に報告、相談を行なう。

(3)心当たりのない郵便物等には、受取拒否等の措置で対応して不当な請求を受けない。

2. 対応統括部署および不当要求防止責任者の設置状況

総務担当役員を責任者とし本社・各工場の総務部門が不当要求等への対応を行ないます。

3. 外部の専門機関との連携および情報収集、管理の状況

警視庁管内特殊暴力防止対策連合、上野地区特殊暴力防止対策協議会、群馬県企業防衛対策協議会、高崎地区職場警察連絡協議会など事業所毎に加盟しています。

上記専門機関主催の定期的な講習会に積極的に参加し、必要な情報の収集・交換を行なっています。また反社会的勢力に関する最新の情報については総務部門が管理しています。

4. 対応マニュアルの整備状況

面談や電話時での対応方法や対応チェック項目、相談事例等をまとめた対応マニュアルを作成し、それを本社および各工場の総務部門へ配布、解説することで徹底を図っています。

5. 社員を対象にCSR研修時にCSR行動規範ハンドブックを活用して「反社会的勢力との関係断絶」についてわかりやすく解説し周知しております。

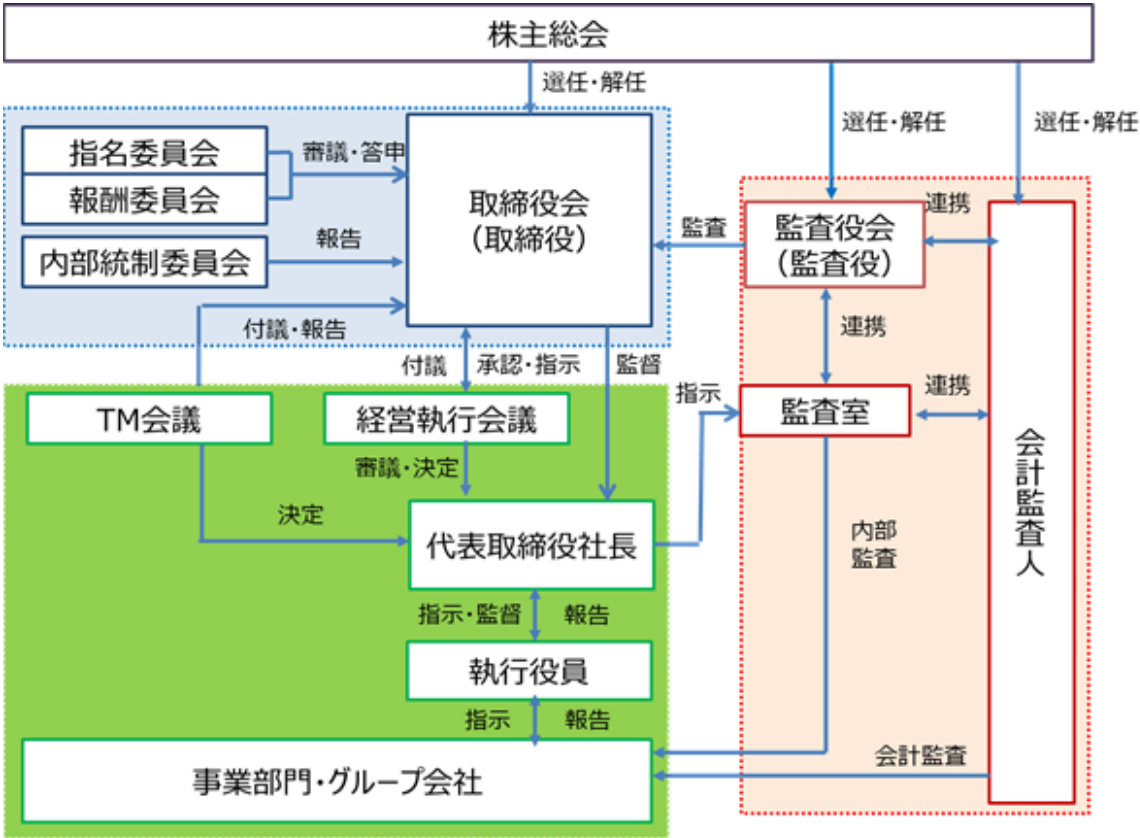
1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

当社は、平成22年2月22日開催の当社取締役会において、平成22年6月29日開催の当社第69期定時株主総会終結の時をもって「当会社の株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下「本プラン」といいます。）を廃止いたしました。
 なお、本プラン非継続後も引き続き、当社株式の大規模買付が行われた際には、株主共同の利益の確保、向上のため、適時適切な情報開示に努めるとともに、その時点において適切な対応をしてまいります。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項



(注) TM会議とは人事・組織の審議会議

適時開示体制に関する体制図

